

## 1 補助金全般について

### (問1) どのような補助金か

(答) 長時間労働を抑制するいわゆる「2024年問題」の影響を受ける市内の運送業者の、雇用する運転手に係る業務の効率化、及び運転手確保に対する取組を対象としています。

### (問2) どのような事業者が対象となるのか

(答) 令和6年2月1日時点で、長野市内に運送業に係る営業所（緑ナンバーや黒ナンバーの営業所）を有している事業者を対象とします。  
（バス（公共交通の路線バスを除く）、タクシー、トラック運送業者 が対象）

### (問3) 白ナンバーや黄ナンバーしか保有していない場合は、対象になるのか

対象となりません。

### (問4) 市内に本社や事務所があるが、運送業の営業所は市外にある場合は、対象となるか

(答) 対象となりません。

### (問5) 建設業と運送業を併せて営んでいる場合は、両方対象になるのか

(答) 陸運局から許可・届出を受けている運送業の営業所にかかわる部分のみ対象にできます。

### (問6) 一人で事業を営んでいるが、対象になるのか

(答) 運転手を雇用する予定がある場合は、対象となります。予定がない場合は、対象になりません。経営者と役員のみで営んでいる場合も同様に取り扱います。

### (問7) 雇用予定の場合は、いつまでに雇用をすれば対象となるのか

(答) この補助金による事業が終わるとき（令和7年1月31日）までに、求人を開始できる場合は、対象となります。

### (問8) 既に実施したものは対象となるのか

(答) 既に実施したもの（交付決定前に発注、導入したものなど）は対象外です。

## 2 補助対象事業・経費について

### (問9) どのような事業があるのか

(答) 2つの補助事業があります

・業務効率化事業

雇用されている運転手（雇用予定の場合を含む）の業務の効率化、負荷軽減のための取組（機器の導入）

・人員確保事業

多様な人材の確保（処遇の改善を含む）のための環境整備（施設の改修）  
環境整備後の求人

### (問10) 業務効率化事業と人員確保事業は同時に行わないといけないのか

(答) それぞれ1回ずつ、申請・実施することができます。補助金の上限は合算して300万円までです。

### (問11) 業務効率化事業ではどのような機器導入が対象になるのか

(答) 要領やパンフレットに記載のある機器導入のほか、運転手の業務効率化、負荷軽減につながる機器導入であれば、広く認める予定です。

ご不明な場合は、担当までご相談ください。

### (問12) 人員確保事業では、どのような環境整備が対象になるのか

(答) 多様な運転人材の確保や、運転手の処遇の改善のために必要な施設整備・改修を対象とします。ただし、娯楽設備（映像機器やゲーム機等）や、福利厚生が主目的（食堂やトレーニングジム等）の施設は対象外とします。

### (問13) 事務所の改修も対象となるのか

(答) 事務員など運転手以外の社員が主として使用する施設は対象外となります。

### (問14) 家電製品の購入や求人費は単独で使えるのか

(答) 施設整備・改修と同時に実施する場合のみに限ります。

### (問15) 代表者の自宅兼事務所でできる取組はなにか

(答) 業務効率化事業については対象となります。また、自宅兼事務所からの移設を伴う場合、人員確保事業についても対象となります。

### (問16) 仮設トイレの設置は対象になるのか

(答) 処遇の改善に資さない仮設の構築物については、対象となりません。

### 3 申請書類について

(問 17) 税抜き単価 50 万円以上で 2 者以上の見積書の提出が困難な場合、どのようにしたらよいか

(答) 機器を導入する相手方が 1 者に特定されてしまうなど、2 者以上の見積書の提出が困難な場合は事前にご相談の上、「一者選定理由書」を提出してください。  
なお、ソフトウェアの開発に係る経費については金額に関わらず 2 者以上の見積りが必須です。

(問 18) 一者選定理由書について、どのような理由ならば認められるのか

(答) 「いつも設定を依頼しているから」、「(広く流通している機器であるにも関わらず) 他社から見積を取ることができなかつたから」といった事由は認めておりません。また、量販店で販売しているような機器についても同様に認めておりません。  
認められる例としては、「現在導入している機器と連動した機器の設定が必要である」、「営業所の施工業者に施設の改修を行ってもらう」などがあげられます。

(問 19) 単価で 50 万円を超える機器等が複数ある場合、機器ごとに 2 者以上の見積りが必要か

(答) 見積りをまとめて行うことも可能とします。

(問 20) 私は個人事業主だが、提出書類である直近の税申告書の写しには受理印がない。どのようにしたらよいか

(答) 受理印のない税申告書の写しと併せて、該当年度の課税内容証明書を提出してください。また、e-tax の申告書等情報取得サービスで請求した申告書の控えを提出していただくこともできます。

#### 【3月1日修正】

(問 21) 運送事業を営んでいる証明書類のうち、許可書や申請控がない場合は、どのようにすればよいか

(答) 陸運局で事業を営んでいる証明の交付を受け、陸運局に提出済の「輸送実績報告書」または「事業実績報告書」の控えなどとともに提出し、「営業所の所在地」と「運転手の人数」がわかるようにしてください。

(問 22) 事業計画書や実績報告書中の「事業の完了日」の定義は何か

(答) 補助事業の対象とする機器等の全てに関して、令和 7 年 1 月 31 日以前で次の  
①、②いずれも満たす日です。  
① 導入（引渡し）が完了した日                      ② 支払いの完了日

(問 23) 補助金を申請したらすぐに機器を購入するなど、事業に着手してよいか

(答) 必ず交付決定後に着手してください。なお、交付決定には 3 週間程度かかりません。

**(問 24) 交付決定の際に対象経費とした金額と実際の購入金額が異なる場合は、何か手続きが必要になるのか**

(答) 補助金額の上限に達していない場合で、交付決定後に対象経費が増えても、補助金額の増額は行いません。ただし、対象経費が減額となった場合、補助金額は減額となります。また、交付決定時の補助対象経費の額から大きく金額が増減する(概ね20%以上の増減)場合は、事前に変更申請の提出が必要となる場合がありますので、下記担当までご連絡ください。

**(問 25) 申請時に予定していた機器等が調達できない場合は、どうすればよいか**

(答) 事業計画の目的を達成するための機能を有していれば、代替りの機器等を調達していただいてもかまいません。

ただし、金額が大きく増減する場合は下記までご連絡ください。

(問 24 参照)

**【2月21日追加】**

**(問 26) 車両への機器導入や改修については、市外に配置している車両や白ナンバーの車両も対象になるのか**

(答) 市内の営業所に配置されている(陸運局に届出している)車両のみが対象となります。また、白ナンバーの車両は対象にすることはできません。

**(問 27) 新規に車両を購入する際の改修費も対象となるのか**

(答) 改修に係る分のみ対象となります。

**(問 28) 機器の修繕費用や廃棄費用は対象になるのか**

(答) 対象となりません。

**(問 29) 問 13 の「運転手以外の社員が主として使用する施設は対象外」の「主として使用する施設」はどのように判断すればよいか**

(答) その施設の受益者(便益を受ける人)や使用割合等により判断します。

**【3月1日追加】**

**(問 30) 提出する「経営許可申請書の控え」について、運転手の氏名や人数など記載が古くなってしまっている場合は、どのようにしたらよいか**

(答) 直近に陸運局へ提出した、「輸送実績報告書」または「事業実績報告書」の控えなどととも提出し、「運転手の人数」がわかるようにしてください。

**【問い合わせ先】長野市商工観光部商工労働課**

**電話番号 026-224-8342**